

---

## 1. 決算予算の中で決算対策を

---

決算対策には、ムダな税金を納めない為の「節税対策」と融資、資金繰りを円滑に行うための「銀行対策」があるとされています。しかし、これらのことは決算の直前に行うものではありません。

1年間の周回の準備と財務管理とがしっかりとされて初めて決算対策と言えるのです。

決算対策の代表的なものに、決算賞与があります。決算賞与は、事業年度終了日まで、全員に金額の事前通知をし、翌月末まで支払われ、損金経理（賞与/未払金）をしていることが要件となっています。しかし、多くの会社は決算賞与を翌月末に支払えば税務署は文句を言わないという程度の認識ではないでしょうか。

しかし近年の税務調査で、決算日までに全員に賞与の支給金額を通知したかが問題となっています。決算日までに金額を通知するためには、経過月実績数値+未経過月予算数値に基づく決算予測数値の分析が必要です。例えば、3月決算の会社では、2月までの11ヶ月の損益実績と3月の1ヶ月の損益予算から、決算予測をし、3月20日前後までに決算賞与の金額を決定し、3月25日前後までに賞与計算をして、3月31日までに、各人に決算賞与支給明細か社内メール等日付記録が残るもので支給金額を事前に通知することになります。

この手続きを行っていない決算賞与は社員個人々人への聞き取り調査等を行い、決算賞与が否認された税務調査もあります。

脱税と節税ははっきりと違います。

脱税とは①資料・帳簿記録の改ざんや②決算後の操作の事を指します。いかなる理由があろうと「資料・帳簿記録の改ざん」「決算後の操作」は脱税です。

---

## 1. 役員報酬の取り方

---

### 1. 配偶者への給料はどのぐらいにするのがいいのか？

—社長の給料と奥様の給料を同額にした場合が、いちばん税金が少ない

中小オーナー企業の税引き前利益と深く関わっているのが、役員報酬、つまり社長の給料です。社長の給料は経費で落とせます。また、一般的に会社の利益に対する税率より個人の給与に対する税率のほうが低くなります。そこで、会社・個人トータルで税額を抑えるために、社長の給料を高く設定するのはよくあることです。

しかし、いくら会社より税率が低いといっても、高額な給与だとそれなりの税金がかかってきます。そこで、社長の給料の高額化を避けるために中小オーナー企業でよく行なわれるのが、社長の親族、特に奥様に給料を支払う方法です。

では、いくらぐらい払うのがいちばんトクなのでしょう。

社長と奥様で、合計1,000万円の年収の場合を見てみましょう。年収の全額を社長の給料としたケースから、社長と奥様の給料を同額としたケースまで試算してみます。合計の税負担が最も少なくなるのはお2人が同額の場合です。奥様の給料は、できるだけ社長に近づけたほうがお得という結果が得られるのです。

ただし、役員報酬は不相当に高額な場合は認めないとされており、形式主義と実質主義で判定されます。

では、いくら以上の役員報酬が「不相当に高額」とされるのでしょうか？

#### 実質主義の条件

- ・ 役員の職務の内容      常勤か否か      経営責任の負い方、職務の重要性
- ・ 会社の収益
- ・ 使用人に対する給料の支給状況
- ・ 事業規模が類似する同業他社の役員報酬の支給状況

以上の条件に照らし、役員報酬として相当であると認められる金額以内となっていることです。

貸借対照表の主要科目例	
資産の部	負債の部
<b>流動資産</b>	<b>流動負債</b>
現金預金	支払手形
受取手形	買掛金
売掛金	短期借入金
短期貸付金	1年内返済予定長期借入金・社債等
未収入金	未払金
商品	未払法人税等
製品	未払消費税等
仕掛品	未払費用
貯蔵品	前受金
前渡金	預り金
前払費用	仮受金
仮払金	仮受消費税等
仮払法人税等	繰延税金負債（流動）
仮払消費税等	<b>固定負債</b>
繰延税金資産（流動）	社債
<b>固定資産</b>	長期借入金
有形固定資産	退職給付引当金
建物・構築物	繰延税金負債（固定）
機械・装置	<b>純資産の部</b>
車両・運搬具	<b>株主資本</b>
工具・備品・医療器具備品	資本金
土地	資本剰余金
無形固定資産	資本準備金
ソフトウェア	利益剰余金
投資その他の資産	利益準備金
投資有価証券	任意準備金
長期貸付金	繰越利益剰余金
破産更生債権等	△自己株式
長期前払費用	
敷金・保証金	
繰延税金資産（固定）	
<b>繰延資産</b>	
開業費	

税金を出来るだけ支払いたくないといって、その場限りの経費を使っていますか？同じ経費でも、将来の利益に貢献するようなものはいくつもあります。会社の利益に貢献した社員へ還元する決算賞与、早めの少額資産の購入、退職金の打切支給、短期前払費用の支出、福利厚生のための保険加入等、生き金を使うことが会社の経営資源の有効活用です。

## 1. 未払賞与を計上して節税するポイントは？

決算賞与は未払いでも経費計上できる

決算期末、業績好調で多額の利益が見込まれる場合、社員の努力に報いるためと節税の一石二鳥で決算賞与を支給しよう。というのは大いにあり得る話です。ただ急な話では資金繰りがつかず、期末に支給できないことも多いでしょう。

かつては、「賞与引当金」を計上する方法で節税できましたが、その代わりに「未払賞与」を計上する方法で節税ができます。

次の3つの条件を満たす処理を行った場合は、未払でも経費にすることができます。この方法を使えば、実際に賞与を支払ってなくても決算賞与の経費計上ができるのです。

1 ヶ月以内に資金繰りの目途をつけて、決算賞与の支給を検討してください。期末から1 ヶ月以内に支給すること、決算日までに各人に支給額を通知すること、の2点がポイントです。